

第 7 号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例  
熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

心身障害者扶養共済制度の加入者が扶養する心身障害者に代わって年金の管理等を行う年金管理者の欠格条項を緩和するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。